

外資政策の見直し

田中 修

国務院は、経済発展方式の転換を加速し、経済構造を調整するため、外資利用の質・水準を高めることとし、「外資利用を更にうまく行うことに関する若干の意見」を発表した。国家発展・改革委員会の責任者が解説するそのエッセンスは以下のとおりである（新華網総合2010年4月28日）。

1. 外資の現状

2010年3月、外資企業は累計69万社設立され、外資利用実行額は1億ドルであり、中国は連続17年、発展途上国の中で首位を占めている。2010年1-3月期の外資利用実行額は234.43億ドルであり、前年同期比7.65%増加した。1-3月期の外資企業新規設立は5459社であり、同19.87%増である。

2. 見直しの背景

2009年12月30日に開催された国務院常務会議の検討に基づくものである。

「外資産業指導目録」は中国が外資の投資方向を指導する重要文件であり、1995年に国務院の許可を得て実施後、中国経済の発展情勢・必要に伴い、4回改定された。現行の「指導目録」は、2007年版であり、当時のマクロ経済の背景は、経済過熱の防止とインフレ防止であった。

数年来、国際的に空前かつ峻厳な金融危機が発生し、我々の発展水準はさらに上昇しており、産業構造の調整・発展方式の転換の重大意義・緊迫性はますます際立っており、「指導目録」に適時に一定の調整を行うことが必要となっている。

3. 見直しの概要

「若干の意見」は主として次の5つの内容を含んでいる。

(1) 外資利用の構造を最適化する

特に、外資の方向をハイエンド製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギー、省エネ・環境保護産業に振り向け、同時に、エネルギー多消費・高尾汚染・資源性のプロジェクトは厳格に制限しなければならない。

2009年の中国のGDPは約4.7兆ドルで、全世界のGDPの約8%を占める。しかし、中国は世界のエネルギーの18%、鉄鋼の44%、セメントの53%を消費しており、このような巨大な資源消費とこれがもたらす環境への影響は、中国の長期にわたる持続可能な発展を支えることが困難となる。したがって、我々は内資にも外資にも持続可能な発展を重視するよう提起する。中国はもはやエネルギー多消費・高汚染・資源性製品の

世界の工場であってはならない。

(2) 外資を中西部地域に振り向け、投資を増加させなければならない

2008年末、西部地域で設立された企業は累計3万9990社に及び、外資利用実行額は累計403.57億ドルに及ぶ。しかし、現在中西部地域の外資吸収が全国に占める比重は1998年の5.2%から2008年の7.2%に上昇したものの、中西部地域の人口・面積からすれば大したことはない。

条件に符合した西部地域内の外資企業には企業所得税の優遇策を継続し、東部地域から中西部地域に移転する外資企業に対しては、政策の開放と技術資金の手配による支援を強化し、工商・税務・外為・社会保険等の手続きに利便を与える。

(3) 外資利用方式の多様化を促進する

一面では、外資が資本参加・M&A方式で国内企業の合併・リストラに参加することを奨励し、他方で反独占の審査を法に基づいて実施し、規範化された外資のM&Aの安全審査制度を早急に確立しなければならない。

(4) 外資管理体制の改革を深化させる

外資の許認可権限を下に降ろし、「外資産業指導目録」のうち3億ドル以下の奨励類・許可類のプロジェクトについては、「政府許可投資プロジェクト目録」で国务院関係部門の許可が必要とされているものを除き、地方政府の関係部門に許可させる。

ただし、制限類のプロジェクトについては、5000万ドル以上のものは下に降ろさない。また、エネルギー多消費・高汚染・資源性のプロジェクトは引き続き制限し、鉄鋼・セメント・板ガラス・石炭化学工業・多結晶シリコンといった生産能力過剰分野の盲目的拡張を防止しなければならない。

許認可権限を下に降ろして以後は、関係部門は地方の外資管理政策に対する指導を強化し、その動態を掌握することにより、コストを無視して外資を呼び込み、外資の額を盲目的に追求し、国家の産業政策に違反することを回避しなければならない。同時に、情報発信等多様な方式を通じて、内資・外資企業が理性的に投資を行うよう、誘導しなければならない。

(5) 良好な投資環境を作り上げなければならない

(4 月 30 日記)